

多摩市公契約条例制定に向けた基本的な考え方

1 公契約条例とは、

平成21年9月30日に全国に先駆け千葉県野田市が公布し、平成23年4月には神奈川県川崎市が公契約に関する条項を加えた契約条例の一部改正を施行しました。

本市においても平成24年4月からの施行をめざしています。その目的は多摩市が発注する請負契約において、その契約に伴う業務に従事する者の適正な賃金や労働条件を確保し、もって労働者の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することです。

2 対象となる公契約とは

この条例で規定しようとしている公契約とは、市が発注する公共工事や業務委託等に従事する労働者の適正な労働条件を契約事項に加えた契約のことをいいます。

3 対象となる公契約の範囲について

本条例の対象となる公契約の規定については、対象とする範囲を定め下記の契約に適用することを考えています。

(1) 予定価格が5000万円以上の工事請負契約

多摩市が契約している工事請負費の予算総額は平成22年度では、約27億円、件数は約450件ですが、このすべての契約に従事する者の賃金等を確認することは、事務的に困難であることから、過去の工事請負費総額に対する割合の平均で50%以上を確保できることとなる5000万円以上のものを対象とします。概ね10件程度が対象となります。

(2) 予定価格が1000万円以上の業務委託契約のうち、一定の業種・種目のもの

多摩市が契約している委託料の予算総額は平成22年度では、約49億円、件数は約860件ですが、工事請負費と同様、このすべての契約に従事する者の賃金等を確認することは、困難であることから、過去の委託料総額に対する割合の平均で50%以上を確保できることとなる1000万円以上のものを対象とします。概ね50件程度が対象となります。

一定の業種とは、契約金額のうち人件費の占める割合が高いと思われる業種で、各施設等の清掃業務、各施設等の維持管理業務、可燃物等収集運搬業務、子育て支援業務、高齢支援業務、障がい者支援業務（障がい者福祉センター事業、通所訓練事業、デイサービス事業、支援センター事業、就労支援事業）です。

4 公契約の適用労働者の範囲

本条例の適用される労働者の範囲は次に掲げる者を対象と考えています。

(1) 受注者及び下請負者（二次下請以下の業者を含む）に雇用され、公契約に係る業務に従事する者

- (2) 労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣された者
- (3) 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）

5 公契約の最低賃金について

本条例の対象となる公契約における賃金の最低額を定める上での基準は次の基準を適用することを考えています。

(1) 工事請負契約

農林水産省及び国土交通省が毎年度作成する東京都の職種ごとの「公共工事設計労務単価」×90%

「公共工事設計労務単価」は毎年、公共事業労務費調査に基づき、51職種に定められており、公共工事の工事費の積算に用いられています。

(2) 業務委託契約

多摩市における生活保護基準（895円）

業務委託契約には、工事のような職種ごとの客観的な数値がありません。このため、市では19歳の単身者の生活保護基準を基に算出しました。

6 公契約の受注者連帯責任について

本条例の対象となる工事や業務委託に携わる全ての労働者について受注者（元請業者）はもとより下請業者等の受注関係者が労働者に支払った賃金等の額が最低賃金を下回ったときには、その差額分の賃金等について、受注者が当該受注関係者と連帯して支払う義務を定めることを考えています。

7 台帳の整備等について

市は、受注者等の条例の遵守状況について確認をするため、受注者が労働者等の氏名、従事する職種、従事した時間、賃金等の額及び支払われるべき日その他規則で定める事項を記載した台帳を作成し、市長が指定する期日までに報告しなければならないと定めることを考えています

また、条例の適用される労働者からの申出があった場合や市が必要と認める場合には受注者又は受注関係者に対して報告、事業所への立ち入り、関係者への調査をすることができること等を定めることを考えています。

8 是正措置について

受注者又は受注関係者がこの条例に違反していると認められるときは、下記のような是正措置等を講ずることを考えています。

- (1) 調査、報告、立入検査等の結果、受注者又は受注関係者がこの条例に違反していると認められるときは、是正するために必要な措置を講ずることを命じる。
- (2) 受注者又は受注関係者が命令に従わないとき、報告をしなかったり、虚偽の報告をしたとき等には、当該契約の解除、公表をする。